



図5-3 安心・快適な給水の確保に係る施策課題及び主要施策

(3) 災害対策等の充実

ア. 災害対策の充実と基幹施設を中心とした水道施設の耐震化の推進

地震対策については、阪神淡路大震災の経験を踏まえて平成8年に改訂された水道の地震対策マニュアル等があるが、水道事業者等は防災行政担当部局等との連携を強め、水質事故等の非常事態にも対応できるような対策を着実に実施することが求められている。その際、事故への事後対応に備えるためにも、未然防止のための施策を関係者と連携して行うよう留意すべきである。基幹施設、基幹管路の耐震化は数値として目に見える形では進んでおらず、水道事業者等の耐震化計画の策定も十分に行われていない状況であることから、水道施設の災害対策、耐震化の一層の促進を図る。特に、災害時の避難場所や医療施設等の重要施設への給水確保のための方策を進めるほか、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生により甚大な被害が想定される地域を重点として、地震対策を確実にかつ迅速に進めていく。基幹水道施設についてはその地域で発生するものと想定される最大規模の強さをもつ地震に対しても、施設の機能に重大な影響を及ぼさないような耐震性を備えた施設整備を進める。これらの実施に際し、水道事業者等による取組を進めるとともに需要者の理解の促進に努める。

イ. 地域の特性を踏まえた渇水対策の推進

安定的な給水は、需要者が水道に求める最も基本的な要件の一つであり、必要な供給能力が確保されていない地域や、気候変動に伴う降水量の変動等によって既存の水資源開発施設の能力が低下し、渇水が頻発している水系においては、水道事業者等による水資源開発や渇水時用の予備水源確保の努力が求められる。その際、ダ

ム等の建設が長期化し、新たな建設への理解が得られにくい状況に鑑み、積極的に既存施設の有効利用を検討していく。また、近年多発傾向にある集中豪雨への対策についても検討が求められている。

湧水に対する安全度の向上は需要者にとって望ましいものであるが、同時にその費用は料金の形で転嫁されることになるため、財政計画について説明責任を果たしつつ、安全度を確保していく。

ウ. 相互連携、広域化による面的な安全性確保、投資の最適化に向けた関係機関との連携

水道システムは浄水場等の基幹施設を中心としたネットワーク構造であり、これらが都市の実情に併せて個々のシステムとして、あるいは複数のシステムが連担して成立している。災害等のリスクに対する水道システムの安全性を確保するためには、リスク分散、重複投資の回避の観点から、相互連携や広域的な対策を行い面的な安全性を確保することが、リスクマネジメント的にも経済的にも有効である。

このため、災害対策としては、単一施設ではなくシステム全体で安全性を確保する方向での施設整備計画の見直しや、隣接する水道事業者等あるいは一定の圏域内における水道事業者等の相互連携、あるいは広域化、さらには水道産業界や地域住民との協力体制の確立等により面的な安全性が確保できるよう、計画的に施策を推進する。その際、地震発生時の避難箇所や病院等、特に重要な施設への給水ルートを確保するため、重点的な対策を講じる。

面的な安全性の確保については、単に施設整備によるハード面の対応のみならず、災害が発生した後の影響期間の短縮等に資する応急給水、迅速な応急復旧等のソフト面にも適用すべきである。すなわち、応急給水計画の策定、応急復旧体制の整備についても、個々の水道事業者等で対応するもののほか、特に規模の小さい水道事業者等ほど一般的には組織が脆弱であるため、近隣の事業間等による小規模事業への支援がなされるよう体制の整備等を図っていく。

また、防災行政担当部局が行う災害時の飲料水確保に関する施策との総合的な施策効果の発現、効率性向上に向け、地域住民との密接な連携と適切な役割分担の下で、地域防災計画等における計画レベルでの調整、計画的な予算確保等を図ることとする。

以上の課題に対応するため、以下の施策を推進する。

- ・ 地震対策の充実、確実な対応
- ・ 地域特性を踏まえた湧水対策の推進
- ・ 相互連携、広域化による面的な安全性の確保
- ・ 災害発生時の事後対策の充実